

平成24年度 静岡管内自転車走行空間整備検討業務説明書

1. 業務の概要

1) 業務の目的

本業務は、静岡国道管内の自転車走行空間の整備に関する検討を行う業務である。

2) 業務内容

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 静岡県自転車道等設計仕様書の改定検討
- ・ 専門部会資料作成・運営補助
- ・ 自転車通行環境整備箇所の事後評価・調査・分析
- ・ 歩行者及び自転車歩行車道整備方針の検討
- ・ 静岡地区整備検討

3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年 3月 8日

4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。
- ② 当初より、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この承諾願の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

- ・ 受付窓口：中部地方整備局 静岡国道事務所 経理課

〒420-0054 静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 経理課

電話 054-250-8901 FAX 054-252-5809

まで持参により提出すること。

- ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 成果報告書（ＣＤ－Ｒ） 2部
- ・ その他調査職員が必要と認めたもの 1式

6) その他

本業務の契約書は土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）とし、特記仕様書（案）は別添のとおりである。

2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は別表①の日を予定する。

1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：自転車道等（自転車専用通行帯、自歩道（自転車と歩行者の通行する部分を分離した場合に限る）含む）の設計基準（ガイドライン、マニュアル含む）に関する業務

類似業務：自転車道等（自転車専用通行帯、自歩道（自転車と歩行者の通行する部分を分離した場合に限る）含む）の挙動調査、効果分析等整備効果に関する業務

4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者（平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の2

0年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：自転車道等（自転車専用通行帯、自歩道（自転車と歩行者の通行する部分を分離した場合に限る）含む）の設計基準（ガイドライン、マニュアル含む）に関する業務

類似業務：自転車道等（自転車専用通行帯、自歩道（自転車と歩行者の通行する部分を分離した場合に限る）含む）の挙動調査、効果分析等整備効果に関する業務

6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成24年 8月29日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成24年 8月29日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

- (2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7) 企画提案書に関する要件

参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会の提言を踏まえた静岡県自転車道等設計仕様書改訂における課題及び留意点について
- ②静岡地区整備検討における課題及び留意点について

3. 担当部局

〒420-0054 静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること

電話 054-250-8901 FAX 054-252-5809

メールアドレス：keisdour@cbr.mlit.go.jp

②交通対策課：申請書等の作成に関すること

電話 054-250-8908 FAX 054-250-8911

メールアドレス：s-koutai@cbr.mlit.go.jp

4. 参加表明書及び企画提案書の提出期間、提出先及び方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。なお、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に以下の形式で作成したファイルを記録したものとする。

提出期間は、別表②のとおり。

提出先：3. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書及び企画提案書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に以下の形式で作成したファイルを記録したものとする。持参又は郵送等で提出する場合には、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を

記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
 - ・Microsoft Word2002 以下
 - ・Microsoft Excel2002 以下
 - ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ
- ※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

注2 参加表明書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。

5. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な手続きが確保出来ないため、参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に選定通知されている場合においては非選定とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。

なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(1) 質問の受付先：3. ①と同じ。

(2) 質問の受付期間：別表③のとおり。

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

(1) 閲覧場所：3. ①と同じ。

(2) 閲覧期間：回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

6. 非選定理由に関する事項

1) 参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長から選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非選定通知書）をもって、通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

(1) 受付場所：3. ①と同じ

(2) 受付日時：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

7. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得た者を対象に実施するものとする。

(1) 実施場所：中部地方整備局 静岡国道事務所

(2) 実施日時：別表④のとおり

(3) ヒアリングの日時は協議の上、決定する。

(4) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(5) ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

8. 企画提案書を特定するための評価基準

1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。

2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

①企画提案書の非特定事項

- ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・ 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・ 実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

- ・原則として、企画提案の評価において満点の60％に満たない評価値の場合。

②ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成14年度以降 の同種又は類 似業務の実績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績につい て、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案 し 5 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
	企業信頼度(指名停止等)		企画提案書提出日において以下の期間内に中部地 方整備局から処分を受けている場合、評価点を減 じる。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月 イ) 文書注意措置後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月	① 0 ②－10
基本事項 (技術者)	業務実績	平成14年度以降 の同種又は類 似業務の実績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績につい て、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案 し 5 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
企 画 提 案 書	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）につい て、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質 向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い 場合に優位に評価する。	10
	業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上で適切な体 制が確保されている場合や業務経験者や専門技術 者を配置している場合に優位に評価する。	5
	特定テーマ① 安全で快適な自転車利用環境 の創出に向けた検討委員会の 提言を踏まえた静岡県自転車 道等設計仕様書改訂における		特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十 分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が 高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。	25

	課題及び留意点について		
	特定テーマ② 静岡地区整備検討における課題及び留意点について	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。	25
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価する。	10
	企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価する。	10
参考見積	業務コストの妥当性	揭示した業務規模と大きくかけ離れているか、または見積もりが不適切な場合は特定しない。	－

9. 特定に関する事項

企画提案書が特定された者に対しては、特定通知書を電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。
なお特定通知の日は、別表⑤の日を予定する。

10. 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長から特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非特定通知書）をもって、通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
受付場所：3. ①と同じ。
受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分～16時00分まで。

11. 契約書作成の可否等

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）により契約書を作成するものとする。

12. 支払条件

前払金 無 部分払 無

13. 再苦情申立て

- 1) 分任支出負担行為担当官からの非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者

は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：

- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
- ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
- ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

14. 関連情報を入手するための照会窓口

3. と同じ

15. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添（様式－1～5）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本説明書2) 参加表明書の記載上の留意事項及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、また、記載内容が正確に明記されていない場合は無効とし、選定しない。

2) 参加表明書の記載上の留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件までとする。 ・記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は、平成24年 8月29日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式－3とする。 ・なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務

	実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として参加表明書を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件までとする。 ・記載様式は様式ー4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・1社単独で、※印に記載されている再委託等がある場合は、業務の分担について記載する。 ※他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式ー5とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

①業務実績等を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、配置予定管理技術者の請負業務で従事した実績の場合で、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料が諸般の事情により、写しが提出出来ない場合は、誓約書（自由様式）を提出することとし、誓約書に虚偽の記載があった場合は、申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止の処置を行うものとする。

ただし、参加表明者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

様式－３に記載する配置予定管理技術者の優良表彰等があった場合は、その表彰を証明する賞状等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないことから提出資料の不備として、選定しない。

16. 企画提案書の作成及び留意事項

企画提案書は、別添（様式－６～９）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、参考見積（自由様式）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、選定しない。

提出書類について、本説明書①企画提案書の内容に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とし、選定しない。また、様式に記載する際、提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。記載されている場合には、無効とし、選定しない。

①企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について記載する。

	・記載様式は様式－７とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
業務実施体制	・本業務の実施体制について記載する。 ・記載様式は様式－８とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
特定テーマ	特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。 ①安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会の提言を踏まえた静岡県自転車道等設計仕様書改訂における課題及び留意点についての提案 安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会の提言を踏まえた静岡県自転車道等設計仕様書改訂における課題及び留意点についてを簡潔に記載する。 ②静岡地区整備検討における課題及び留意点についての提案 静岡地区整備検討における課題及び留意点についてを簡潔に記載する。 ・記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない ・記載様式は様式－９とし、１テーマにつきＡ４判２枚以内に記載する。
参考見積	・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・記載様式は特に定めないが、Ａ４判１枚に記載する。

②既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

1)資 料 名：①平成２３年度 静岡管内交通安全対策検討業務

②平成２２年度 静岡管内自転車歩行車道設計検討業務

③平成２２年度 静岡地区自転車利用環境整備検討調査業務

2)閲覧場所：３．②と同じ。

3)閲覧期間：企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9時00分から17時00分まで（事前に３．②の担当部局に連絡すること。）

4)そ の 他：静岡県自転車道等設計仕様書については静岡国道事務所ＨＰを参照すること。

URL：<http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/torikumi/anzen/jitensya/index.htm>

③業務量の目安

本業務の参考業務規模は、１５百万円程度（建設コンサルタントに委託する場合）を想定している。

なお、本業務のその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合については、 $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 30\%$ とする。

17. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 3) 参加表明書提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成24年10月17日を予定している。
- 4) 2. 3) の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加等することができない。
- 6) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 8) 提出された参加表明書（CD-R等の電子媒体含む）は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 9) 特定された者以外が提出した企画提案書は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、電子入札システムにより提出した場合には、電子入札システムから技術提案書を削除する。紙入札方式により提出した場合には、分任支出負担行為担当官において廃棄するが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術資料に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。
ただし、提出されたCD-R等の電子媒体は、分任支出負担行為担当官において廃棄。
- 10) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 11) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 12) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 13) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3. 担当部署まで連絡すること。

15) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

16) 参考として、「設計業務等における新たな積算手法について」は、下記URLに積算基準等が掲載されています。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>

別表

①	選定通知の日	平成24年 9月19日
②	参加表明書及び企画提案書の提出期間	平成24年 8月30日から平成24年 9月13日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	説明書の内容についての質問の受付期間	平成24年 8月30日から平成24年 9月 3日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの期間	平成24年 9月27日から平成24年10月 1日
⑤	特定通知の日	平成24年10月 3日

○参加表明書標準例

(様式－１)

参加表明書

業務の名称 平成24年度 静岡管内自転車走行空間整備検討業務

履行期限 平成25年 3月 8日

標記業務の参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

静岡国道事務所長 西村 徹 殿

提出者) 住 所

電話番号

F A X

会社名 ○○建設コンサルタント(株)

代表者 役職名 氏名 (印※)

作成者) 担当部署

氏名

F A X

E-mail

(※ 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。)

(様式－２)

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

企業名：

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判２枚以内に記載する。

※設計共同体の場合は、代表者、構成員ともに記載し提出すること。

※設計共同体の場合、代表者、構成員それぞれの企業名を記載。

(様式－３)

予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持業務の状況(平成24年 8月29日現在), 契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業務名 (TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥平成21年から平成24年の技術者の優良表彰 (表彰受賞年)				
表彰年度	業務名	発注者	表彰者	

注：優良表彰等があった場合、その写しを提出すること。

(様式－４)

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判２枚以内に記載する。

(様式－５)

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１社単独で注２に記載されている再委託等がある場合、業務の分担について記載するものとする。

なお、１社単独で、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式－ 6)

企画提案書

業務の名称 平成24年度 静岡管内自転車走行空間整備検討業務

履行期限 平成 2 5 年 3 月 8 日

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

静岡国道事務所長 西村 徹 殿

提出者) 住 所

電話番号

会 社 名 ○○建設コンサルタント(株)

代 表 者 役職名 氏名 (印※)

作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

(※ 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。)

実施方針

※A 4 判 1 枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

業務実施体制

※A４判１枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

(様式－ 9)

特定テーマ 1 安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会の提言を踏まえた静岡県
自転車道等設計仕様書改訂における課題及び留意点について

※A 4 判 2 枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・
個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

特定テーマ 2

静岡地区整備検討における課題及び留意点について

※A 4 判 2 枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

平成24年度 静岡管内自転車走行空間整備検討業務 特記仕様書（案）

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡国道事務所の実施する「平成24年度 静岡管内自転車走行空間整備検討業務」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書 平成24年4月 中部地方整備局」（以下「共仕」という。「<http://www.cbr.mlit.go.jp/>」）とする。

第 2 条 業務目的

本業務は、静岡国道管内の自転車走行空間の整備に関する検討を行う業務である。

第 3 条 業務内容

1. 業務計画

業務実施に当たり、業務の目的・主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書を作成する。

2. 現地踏査

業務遂行にあたり、既存資料等により課題を把握した上で、過年度成果の更新箇所や今年度検討箇所等について現地踏査を適宜実施し、現地確認及び最新の道路・沿道状況を把握する。

3. 資料収集及び課題整理

過年度成果等の既存資料や現地踏査の結果を踏まえ、業務遂行にあたり必要な資料の収集、また課題の整理を行う。

4. 静岡県自転車道等設計仕様書の改訂の検討

みんなにやさしい自転車環境—安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言—（以下、「提言」という。）に基づき、静岡県自転車道等設計仕様書の改定案を作成する。改定案の検討に当たっては、静岡県道路交通環境安全推進連絡会議専門部会の意見等を踏まえることとする。

5. 推進連絡会議専門部会運営及び資料作成

静岡県道路交通環境安全推進連絡会議専門部会に関する静岡国道事務所の検討資料、会議用資料を作成するとともに、同会議や事前説明等関係会議を運営することとする。会議用資料の作成にあたっては、パワーポイント等を使用しわかりやすく簡潔にまとめることとする。

6. 自転車通行環境整備箇所の事後評価・調査・分析

自転車通行環境整備箇所において、自転車・歩行者・自転車の視点及び整備手法の違いに基づく整備効果の検討、直接配布・郵送回収によるアンケートの実施、ビデオ調査による交通量調査や聞き取り調査等を実施し、利用者に対する整備後の安全性、快適性の改善効果や課題等の整理を行う。自転車通行環境整備箇所は下記のとおり。

①1号静岡駅前～南安倍交差点（181.0kp～182.8kp 付近）

②1号清水区清水駅前地区（170.0kp～170.7kp 付近）

③1号辻町交差点～辻1丁目交差点（169.1kp～169.8kp 付近）

④1号藤枝市水上地区（203.0kp～203.5kp 付近）

また、箇所③について、自転車レーンの安全性や問題点について検討するため、県内自治体で設置した自転車レーンについて上記の調査を行うとともに、自転車レーンを使用しでの荷下ろし等、自転車レーンの目的外利用状況について調査し、直轄国道との比較を行う。県内自治体の自転車レーン整備箇所は下記のとおり。

⑤国道257号 浜松市北区初生町付近

⑥県道藤枝静岡線（本通り） 静岡市葵区本通付近

⑦市道車町新富町線（土手通り） 静岡市葵区屋形町付近

⑧市道駿府町北安東線ほか（駿府城お堀周辺） 静岡市葵区駿府町付近

⑨市道辻町北脇1号線ほか（JR清水駅北地区） 静岡市清水区辻町付近

⑩市道高林芳川線 浜松市南区安松町付近

⑪市道高林芳川線 浜松市中区細島町付近

7. 歩行者及び自転車歩行者道整備方針の検討

静岡国道管内における歩行者道・自転車道の整備状況、歩行者・自転車交通の利用実態及び事故発生状況について既存資料等を活用して過年度成果の時点修正を（フォーマット見直し、現地写真の追加、沿道施設位置、鉄道駅の自転車利用者数）を行い、提言および静岡県自転車道等設計仕様書に基づき道路・交通状況を踏まえた整備形態・整備優先順位を検討し、必要に応じ整備方針、整備優先順位等の見直しを行う。その他、事故ゼロプランにおける事故危険区間の抽出のための基礎資料として、歩行者道・自転車道の整備状況についても過年度成果の時点修正を行う。

8. 静岡地区（富士川渡河部、静清BP八坂～大岩）整備検討

(1) 富士川渡河部

昨年度業務で検討した新富士川橋へのアプローチ部分における自転車通行帯整備方法について、提言に基づき、整備方法の見直しを行う。

(2) 静清BP八坂～大岩

静清BP八坂～大岩の自転車走行空間について整備方針に関して下記の内容について検討を行う。

①自転車走行空間の整備にあたっての問題点把握

②自転車走行空間の整備案（ハード対策）

③自転車利用者に対する安全対策（ソフト対策）

第 4 条 資料の貸与

1. 「共仕」第 1113 条で示す委託者の貸与する資料は、下記のとおりとする。また、受注者は貸与された資料を速やかに返却しなければならない。

- (1) 平成 23 年度 静岡管内安全対策調査業務 報告書
- (2) 平成 23 年度 静岡管内交通安全対策検討業務 報告書
- (3) 調査職員が必要と認める資料

第 5 条 業務工程管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務工程管理表を作成し、記載内容等に関し発注者の承諾を得た後、業務計画書に添付するものとする。また、受発注者は、業務工程管理表を随時更新し、業務進捗状況の共有に努めるものとする。業務工程管理表は打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に発注者に提出するものとする。

第 6 条 打合せ

「共仕」第 1111 条の 2「業務の区切り」は下記のとおりとし、打合せ場所は静岡国道事務所とする。なお、打合せ回数は 5 回を予定している。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ（3 回）
- 3) 成果品納入時
- 4) その他監督職員が必要と認めた時

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

第 7 条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成 20 年 5 月）：（以下、「要領」という。）」（http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はない。その他資料の提出方法は調査職員と協議すること。

なお、発注時に電子化されないもの若しくは、今後の業務執行において利活用されないものについては、受注者による電子納品のための電子化を義務づけるもの

でなく、電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】（平成21年6月）：（以下、「ガイドライン」という。）」（http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm）によるものとする。

また、発注時に紙及びCAD化されてない図面や資料をCAD等電子化についての取り扱いは調査職員と協議すること。

「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は調査職員と協議の上決定するものである。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 8 条 成果品の提出

成果の提出先は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所交通対策課とする。

第 9 条 T E C R I S 完了登録済みデータに対する訂正（削除）

共仕第 1110 条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正または削除を行おうとする場合においては、静岡国道事務所の確認を受けた上で、（財）日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを静岡国道事務所に提出しなければならない。

第 1 0 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共仕第 1128 条第 1 項に示すほか、下記に掲げるものとする。

①なし

2. 共仕第 1128 条第 5 項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

②再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

3. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、土木設計業務等共通仕様書第 1128 条第 2 項に規定する部分の他、【速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、収集及び単純集計から選択して限定列举】とする。

第 1 1 条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

第 1 2 条 その他

本省・国土技術政策総合研究所で検討中の、自転車利用環境についてのガイドライン(仮)
(以下、「自転車ガイドライン」という。)が公表された場合、本特記仕様書中の提言を
自転車ガイドラインに読み替えるものとする。

以 上